


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>(1) 家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準を定める省令が改正されたことにより、上記条例を一部改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>①家庭的保育事業者等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者）による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合であって、一定の要件を満たした場合においては、小規模保育事業等を代替保育の提供に係る連携保育施設とすることができることとする改正</p> <p>②家庭的保育者における食事の提供方法について、保育所等から調理業務を受託している事業者からであれば、外部搬入を可能とする改正</p> <p>③家庭的保育者における食事の自園調理の体制確保について猶予する経過措置期間を5年から10年に延長する改正</p> <p>(3) 施行日 公布の日施行</p> <p>(4) 影響及び効果 家庭的保育事業等における代替保育及び調理設備の要件緩和により、新規開設や運営がしやすくなり、待機児童解消に寄与する。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み					
3. 留意事項（問題点等） 特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等） 平成30年第3回市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。